

川崎市 広告募集説明書（広告掲載契約による広告掲出）

募集件名	宮前区役所パンフレットラック設置運用事業者募集										
募集の内容	<p>宮前区役所では、民間企業等の広告掲載等を通じて本市のイメージアップを図りながら、市有財産の有効活用の促進による新たな財源の確保や区民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的に、宮前区役所にパンフレットラックを設置し、これを媒体として広告を掲載することによりパンフレットラックの運用を行う事業者を募集します。設置期間は令和2年(2020年)9月1日から令和6年(2024年)1月20日までとします。</p> <p>別添「宮前区役所パンフレットラック設置運用事業仕様書」とおりパンフレットラックを設置し、広告を掲載することができます。広告の掲載を希望する事業者又は広告代理店は、広告掲載申込書(第6号様式)と役員等氏名一覧表及び同意書により期間内に申し込んでください。</p>										
申込対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様										
申込資格	<p>(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。</p> <p>(4) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。</p>										
選定方法	<p>最も高額の広告掲載料を提示した者を広告事業者(候補)と選定します。</p> <p>※広告事業者(候補)は広告掲載契約の締結前に、行政財産の目的外使用許可申請を行い、使用許可を受けていただきます。さらに、市と「広告掲載契約」を締結していただきます。そのため、使用料と広告掲載料を支払っていただきます。</p> <p>※最高額の広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。</p>										
行政財産の目的外使用料	<p>1台ごとに、許可面積0.1㎡当たり月額約157円(消費税及び地方消費税を除く)の使用料を支払っていただきます。なお、許可面積は各々横1.2m、奥行0.7m以下とします。</p> <p>※参考 仕様書のサイズだった場合、区民課分月額764円(税抜)、保険年金課分月額420円(税抜き)</p>										
広告掲載料	<p>広告掲載申込書(第6号様式)により、月額8,800円以上(消費税及び地方消費税を除く)の金額を提示していただきます。</p>										
使用料及び広告掲載料(共通)	<p>1月に満たない期間は、月額に1月の日数に対する算定期間の日数に割合を乗じて計算します(1円未満切捨て)。</p> <p>年度当初に川崎市が発行する納入通知書により、その指定する日までに当該年度の許可期間に相当する金額を全額一括で納入していただきます。</p> <p>なお、許可期間中に消費税及び地方消費税の税率に変動があった場合は、その納入期限日を基準として適用される税率によるものとします。</p>										
募集についての説明	<p>この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。</p> <table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)</td> <td>17 時</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td colspan="3">下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。</td> </tr> </table>			期間	令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)	17 時	まで	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
期間	令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)	17 時	まで								
方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。										
申込み	<p>この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。</p> <table border="1"> <tr> <td>期間</td> <td>令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)</td> <td>17 時</td> <td>まで</td> </tr> <tr> <td>方法</td> <td colspan="3">下記担当まで、直接持参又は郵送(必着)</td> </tr> </table>			期間	令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)	17 時	まで	方法	下記担当まで、直接持参又は郵送(必着)		
期間	令和2年6月23日(火) から 令和2年7月2日(木)	17 時	まで								
方法	下記担当まで、直接持参又は郵送(必着)										

担当部署	宮前区役所まちづくり推進部総務課			
	住所	〒216-8570 川崎市宮前区宮前平2-20-5		
	電話・FAX	電話	044-856-3123	FAX 044-856-3119
	eメール	69soumu@city.kawasaki.jp		

【添付資料】 なし あり (仕様書、広告掲載申込書、役員指名一覧表及び同意書)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

<http://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/47-6-7-1-0-0-0-0-0-0.html>